

いて、一般の縦覧に供します。

平成29年4月13日

長野県安曇野建設事務所長 高橋 智嗣

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小岩岳穂高停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
		m	km
安曇野市穂高有明9048番地先から 安曇野市穂高有明9048番地先まで	旧	9.9~12.0	0.0135
同 上	新	12.0~12.0	0.0135

道路管理課

長野県安曇野建設事務所告示第2号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

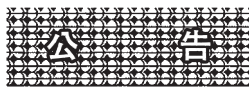
その関係図面は、告示の日から平成29年4月27日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年4月13日

長野県安曇野建設事務所長 高橋 智嗣

- 1 路線名 小岩岳穂高停車場線
- 2 供用を開始する区間
安曇野市穂高有明9048番地先から
安曇野市穂高有明9048番地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成29年4月13日

道路管理課



公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

平成29年4月13日

長野県知事 阿部 守一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
長野県自治体情報セキュリティクラウド運用業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名称 長野県企画振興部情報政策課
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成29年3月31日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
(1) 名称 株式会社電算
(2) 所在地 長野市鶴賀七瀬中町276-6

- 5 随意契約に係る契約金額
53,444,689円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号

情報政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成29年4月13日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アグリしののいB区画
長野市篠ノ井布施五明628ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
グリーン長野農業協同組合
長野市篠ノ井布施高田961-2
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)モリキ	高橋 一隆	飯山市南町13-3

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)モリキ	松本 訓彦	飯山市南町13-3

- 4 変更した年月日
平成28年4月1日
- 5 届出年月日
平成28年12月27日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成29年4月13日から平成29年8月14日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成29年4月13日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アグリまつしろ
長野市松代町西寺尾字町裏1450ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
グリーン長野農業協同組合
長野市篠ノ井布施高田961-2
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)モリキ	高橋 一隆	飯山市南町13-3

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)モリキ	松本 訓彦	飯山市南町13-3

- 4 変更した年月日
平成28年4月1日
- 5 届出年月日
平成28年12月27日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成29年4月13日から平成29年8月14日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成29年4月13日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
A・コープびんぐし店
埴科郡坂城町大字上五明字久保田610ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
ながの農業協同組合
長野市大字中御所字岡田131-14
株式会社モリキ
飯山市南町13-3
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)モリキ	高橋 一隆	飯山市南町13-3

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)モリキ	松本 訓彦	飯山市南町13-3

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)モリキ	高橋 一隆	飯山市南町13-3

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)モリキ	松本 訓彦	飯山市南町13-3

- 4 変更した年月日
平成28年4月1日
- 5 届出年月日
平成28年12月27日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成29年4月13日から平成29年8月14日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。
平成29年4月13日

長野県知事 阿部 守一

- 1 契約に係る特定役務の名称及び数量
長野県設計積算システム維持管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室の名称及び所在地
(1) 名称 長野県建設部建設政策課技術管理室
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692番地2
- 3 契約の相手方を決定した日
平成29年3月24日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地
(1) 名称 富士通株式会社長野支社
(2) 所在地 長野市鶴賀緑町1415
- 5 契約金額
85,482,648円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号に該当するため

建設政策課技術管理室

公告

諏訪平土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成29年4月13日

長野県諏訪地域振興局長 酒井 裕子

理事

新任

氏名	住所
飯田 英夫	諏訪市大字豊田198番地4
山田 正俊	諏訪市大字豊田882番地4
牛山 浩一	諏訪市大字豊田1253番地
小泉 勝晴	諏訪市大字豊田3672番地
藤森 克一	諏訪市大字豊田2375番地
林 武彦	諏訪市大字豊田1704番地
一ノ瀬 昭吾	諏訪市大字湖南495番地
金子 新	諏訪市大字湖南1517番地
田中 政文	諏訪市大字湖南553番地
金子 喜彦	諏訪市大字湖南4305番地
金子 公雄	諏訪市大字湖南4512番地
金子 善行	諏訪市大字湖南6209番地2
関 祐一	諏訪市大字湖南6418番地

重任

氏名 住所

飯田 政信	諏訪市大字豊田1408番地
飯田 辰治	諏訪市大字豊田772番地

退任

氏名 住所

飯田 利夫	諏訪市大字豊田175番地1
山田 賢治	諏訪市大字豊田690番地4
牛山 明	諏訪市大字豊田1602番地1
北澤 康久	諏訪市大字豊田3277番地
藤森 一彦	諏訪市大字豊田2123番地
中村 雅一	諏訪市大字湖南968番地3
藤森 昭彦	諏訪市大字湖南610番地
増澤 正博	諏訪市大字湖南3262番地
藤森 傳	諏訪市大字湖南3078番地
池田 正幸	諏訪市大字湖南4640番地
藤森 茂	諏訪市大字湖南4405番地1

監事

新任

氏名 住所

武井 良池	諏訪市大字豊田1576番地
藤森 吉武	諏訪市大字湖南3102番地

重任

氏名 住所

山田 正一	諏訪市大字豊田75番地2
-------	--------------

退任

氏名 住所

牛山 雅嗣	諏訪市大字豊田1024番地2
金子 博光	諏訪市大字湖南6091番地

農地整備課

公告

塩尻市塩尻東土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成29年4月13日

長野県松本地域振興局長 吉川 篤明

理事

新任

氏名 住所

青木 秀一	塩尻市大字下西条312番地
-------	---------------

退任

氏名 住所

石川 敏幸	塩尻市大字下西条353番地1
-------	----------------

農地整備課

公告

長野県日滝原土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成29年4月13日

長野県長野地域振興局長 塩谷 幸隆

理事

新任

氏名 住所

内山 信行	上高井郡高山村大字高井845番地
-------	------------------

退任
氏名 住所
久保田 勝 士 上高井郡高山村大字中山3317番地

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成29年4月13日

長野県佐久建設事務所長 坂 下 伸 弘

- 1 許可番号
平成28年2月3日 長野県佐久地方事務所指令27佐地建第26-11号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
佐久市伴野字祢古田1042-4の内、1042-5、1047-1の内、1048-2の内、1048-4の内、1048-5、1048-6の内、1049-1、1049-2、1049-3、1049-4の内、1049-5、1049-6、1051-1、1052の内、1053-1、1053-4、1054-1の内、1054-2、1054-3の内、1098-6、字芳田7-1の内、7-2の内、7-5の内、8-1の内、8-2の内、9-1の内、9-2の内、9-3の内、9-4の内、9-5の内、10-1、10-2、字土手陰11、11-2の内、11-3の内、11-4、12-2の内、字湧石866-3の内、873-3の内、873-4の内、873-5、873-6、873-9、873-10、873-10先、873-11、873-12、873-13、873-14、873-15、873-16（第二工区）
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
佐久市中込3056番地 佐久市長 柳 田 清 二

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成29年4月13日

長野県佐久建設事務所長 坂 下 伸 弘

- 1 許可番号
平成28年9月8日 長野県佐久地方事務所指令28佐地建第27-7号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
南佐久郡小海町大字千代里字下大田甫3620、3621、3622、3622-2、3623、3624-1、3624-2、3624-3、3627-1、3628-5、3643-1、3644、3645、3646-1、3647-1、3648、3651-1、3653-1、3654-2、5230-1、字上大田甫3590-4、5219-1
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
南佐久郡小海町大字豊里57-1 小海町長 新 井 寿 一

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成29年4月13日

長野県飯田建設事務所長 西 元 宏 任

- 1 許可番号
平成29年3月22日 長野県下伊那地方事務所指令28下伊地建第17-2号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
飯田市座光寺3625-1、3641-4、3641-6、3641-8、3647、3648-1、3650-1、3651-1、3652-1、3653-1、3654-1
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
静岡県静岡市駿河区大坪町2番26号
太陽建機レンタル株式会社 代表取締役 真 鍋 貢

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成29年4月13日

長野県長野建設事務所長 竹 内 敏 昭

- 1 許可番号
平成29年3月16日 長野県指令28都第29-18号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
須坂市大字野辺字鶴ノ春637-3
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
須坂市臥竜四丁目8番37号 パストラルA202
中 澤 卓 矢、中 澤 愛

都市・まちづくり課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年4月13日

長野県警察本部長 尾 崎 徹

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入をする物品等及び数量
緊急配備等支援システム一式
 - (2) 物品等の特質
入札説明書及び仕様書によります。
 - (3) 借入期間
平成29年10月1日から平成33年9月30日まで
 - (4) 借入場所
入札説明書及び仕様書によります。
 - (5) 入札方法
借入期間の賃借額総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59

年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

- (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び修理等)を迅速に行う体制が整備された者であること。
- 3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請
この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)に該当していなければ、入札に参加することはできません。
- (1) 申請書の入手
次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。
<http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/nyusatusankasikaku.html>
- (2) 申請を行う時期
随時受け付けます。
- (3) 問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県会計局契約・検査課用品調達係
電話 026(235)7079
- 4 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県警察本部 刑事部刑事企画課
電話 026(233)0110 内線 4027又は4036
- 5 入札手続等
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成29年5月26日(金) 午後1時30分
イ 場所 長野県庁 9階長野県警察本部会議室
- (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所
ア 受領期限 平成29年5月25日(木) 午後5時
イ 提出場所 長野県警察本部 専用郵便番号 380-8510
長野県警察本部刑事部刑事企画課
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成29年5月23日(火)午後5時までに上記4の場所に提出してください。この場合において、入札日の前日までに必要な証明書等の内容に関する照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当

する場合は、納付する必要はありません。

- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者として決定します。
- 6 その他
- (1) この入札に係る契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県警察本部長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- 7 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be leased
Nagano Prefectural police's Emergency deployment supporting systems
- (2) Lease Duration:
From October 1, 2017 until September 30, 2021
- (3) Delivery Place:
As mentioned in the tender description and specification
- (4) Contact place for the notice: description/conditions/and others:
Criminal Affairs Planning Division, Criminal Investigation Department,
Nagano Prefectural Police Headquarters
692-2, Habashita, Minaminagano, Nagano-shi, Nagano
TEL: 026-233-0110, Ext. 4027or4036
- (5) Time and place for the tender and bid opening:
Time: 1:30 p.m. May 26, 2017
Place: Conference room, Nagano Prefectural Government 9F
- (6) Time limit for the tender by mail and the delivery location:
Time: 5:00 p.m. May 25, 2017
Place: Criminal Affairs Planning Division, Criminal Investigation Department,
380-8510 (Exclusive postal code for Nagano Prefectural Police Headquarters)

刑事企画課